



超勤大募集！それでも年休がとれない！！

JRの皆さん、SEKの皆さん、自分が休みたいときに年休はとれていますか。SMTの仲間たちは年休もとれない状態がずっと続いています。「今年に入って一回も年休が入らない」という人はザラです。

なかには、法事の為に年休申請しても「抽選で外れた」という事で欠勤扱いにさり、10万円の賃金カットをされた人もいます。この様な年休がとれない中でも平気で「年間5日取れているのでしょ」と言い放つ管理者もいるそうです。

「明日の超勤者大募集！」「『超勤しても良いよ』と思うそこのあなた！今、事業所はあなたの助けが必要です。」としながらも、「不参または遅刻、早退がある方は超勤を申し込む事は出来ません」とペナルティと言える項があります。

驚くことに「コロナ感染者」「体調不良者」も同じ扱いです。会社は「絶対に職場でコロナに感染していない！」と断言しますか！その根拠は何ですか！

年休が入らない、欠員が発生した時は、この理不尽な項を決めた方、容認してきた方が穴埋めに入るべきではないのでしょうか。

労働基準監督署に駆け込む！！

あまりに年休がとれない為、SMTの仲間は労働基準監督署に相談に行きました。労働基準監督署からは、「抽選で年休取得者を定めることは認められません」「風習となっている抽選を打開するためには、年休申請し、抽選に漏れても休んでください」「それによって給与が支払われなかったら給与明細を労基署に持ってきてください」とアドバイスされました。

有給休暇の取得を拒むことはできません

有給休暇は「会社（使用者）の承認により与える」という性格のものではなく、従業員が取得したい日を前日までに指定すれば、**無条件で与えられるもの**です。ただし、有給休暇の取得を認めることにより事業の正常な運営を妨げることになる場合は、別の日に取得するように求めることができます。（これを「時季変更権」といいます。）

しかし、時季変更権を行使するための条件は極めて限定されており、**単に「多忙だから」「代わりの従業員がいないから」という理由だけでは認められません。**

- 会社（使用者）は有給休暇の使い道を指定することはできません。

J R 東海労は年休裁判で勝訴!!

J R 東海労は、自分の必要な日に年休取得できない現実を変えるために、年休裁判を長年闘った結果、今年3月に勝訴しました。(J R 東海労HPに掲載)

この判決は、「恒常的な要員不足の状態のまま時季変更権を行使することは、配慮義務を怠っている」と、明確に要員不足を放置しているJ R 東海の姿勢を指摘しています。

会社経営陣には、労働者の労働時間を労働基準法に則った労働時間内にすることと、労働者が年休取得のための申請をしたら年休を取得させるための義務があります。

要員不足を理由にこれらを守らないことは労働基準法違反となります。

「欠員手当」支払われていますか!?

夜勤車内班は一日当たりの必要要員数が一班につき、班長を含め24名と決められており、欠員が発生した時は機動班から充当され、それでも埋まらない時は「欠員作業」となって、内掃班、機動班は作業量増に悲鳴を上げています。

本来、欠員作業はあってはなりません、現実には要員不足のために欠員状態で作業をさせられることがあります。

これを補うために、SMTの賃金規程第42条に定められている割増賃金の中に「欠員手当」という手当があります。

SMTの皆さんは知っていましたか？
手当さえ払っていただければそれで良い！ということではありません。

「欠員手当」は支払われていますか？
給与明細を確認してみましょう。



私たちJ R 東海労も皆さんと共に

闘います！一緒に声をあげていきましょう！

連絡先 J R 東海労働組合新幹線地方本部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5 Tel 03-3201-0350

メールアドレス jrcushinkansen@yahoo.co.jp

(GRコードから新幹線地本ブログもご覧下さい)